

# 廿日市市立大野西小学校いじめ防止対策基本方針

廿日市市立大野西小学校

## 1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本市では、平成25年5月に市内中学校生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生した。生徒の死亡に係る調査委員会の調査によると、いじめが自死に至る誘因であったことが報告された。二度とこのような痛ましい出来事を起こさないという強い決意の下、いじめは全ての児童に関わる問題であるとの認識に立ち、全ての児童がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う必要がある。

そこで、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向性を示す廿日市市いじめ防止基本方針に則り、本校いじめ防止基本方針を定め、学校における取組の充実を図るとともに、市教育委員会・家庭・地域・関係機関等と連携を深め、社会全体で児童の健全育成に取り組む体制を確実に整備するものとする。

## 2 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義するとともに、具体的ないじめの態様について示す。

#### [いじめの定義]

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### [いじめの態様]

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (2) いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

#### [いじめの構造]

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、全校をあげて計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

#### (1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、児童に対して「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

また、児童が居心地のよいクラスづくりをするとともに、学校生活の中で、自己有用感や自己肯定感を育むよう、取組みを行う。

「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが重要である。そのために、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童理解を進め、普段から個々の教職員が情報収集を行う。

早期発見のために、年に3回の「いじめ・体罰アンケート」を実施する。アンケートは、年1回は家庭に持ち帰らせ、安心して記入できるよう配慮するとともに、保護者と話をしながら記入できるようにする。また、回収後、取組ができるように、記名式で行う。

いじめについて正確かつ適切に組織的な取組を行うために、校内研修等で全職員の共通認識を図る。また、「相談箱」を設置して、児童がいつでも相談できるように環境を整備する。

#### (3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織（以下「大野西小学校いじめ防止校内委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

#### (4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが児童を見守るサポート体制を構築する。

### 4 いじめの防止等に関する取組

#### (1) 学校いじめ防止校内委員会の設置

「廿日市市立大野西小学校いじめ防止校内委員会」を設置（法第22条）し、教職員がチームで対応、多面的にアセスメントできる体制を整備し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

#### (2) 教育相談体制及び生徒指導体制の構築

教育相談体制及び組織的に取組を行うための生徒指導体制の整備を行う。

#### (3) 年間活動計画の作成

学校いじめ基本方針に基づき、生徒指導の三機能を生かす年間活動計画を作成する。

いじめ・体罰アンケート…6月上旬・10月下旬・2月上旬実施。

いじめ防止校内委員会…アンケート実施後、各学年の実態報告と取組方針を話し合う。

(4) 学校いじめ防止校内委員会の機能化

教職員がチームで対応し、多面的にアセスメントできるよう「廿日市市立大野西小学校いじめ防止校内委員会」を中心とした体制を整備する。

(5) アンケート調査の効果的な実施及び活用

児童が書きやすい工夫や、過去に遡って指導に生かすことができるよう、アンケート調査を効果的に実施し活用する。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止等に関する対策が適切に行われるために、関係機関との連携を行う。

(7) 児童及び保護者への啓発・広報

① いじめの防止等に関する教育活動や児童の主体的な活動について、児童及び保護者への啓発・広報を行う。

② 学校と家庭が連携して児童を見守り育てるために、いじめの防止等に関する取組について保護者への啓発・広報を行う。

(8) いじめの防止等に関する相談窓口の周知

児童、保護者等へいじめ相談窓口について周知する。

(9) いじめを認知した場合の具体的な対応プログラムの作成及び確認

いじめを認知した場合に組織的に対応するために、対応の手順を示したプログラムを作成する。

(10) 「学校いじめ基本方針」の検証

「学校いじめ基本方針」は、取組の効果の検証を年1回行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法第28条）

〔重大事態〕

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守る立場に立つて事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。（法第28条第2項）

① 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。（法第30条第1項）

② 「廿日市市立大野西小学校いじめ防止校内委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。（法第28条第1項）

6 基本方針の公表及び検証

(1) 廿日市市立大野西小学校いじめ防止基本方針は、本校ホームページにより公表する。

(2) 廿日市市立大野西小学校いじめ防止基本方針は、「廿日市市立大野西小学校いじめ防止校内委員会」の論議等を踏まえ、取組の効果を検証する。

## いじめ防止のための年間計画

廿日市市立大野西小学校

日にち	項目	内容
4月初旬	児童の引き継ぎ	前年度担任から、児童のようすを引き継ぐ。
4月中旬	個別面談（教育相談）	新年度開始1週間後、児童と担任とで面談を行う。
4月下旬	児童のようすの交流	4月を過ぎて、配慮を要する児童について学年内で交流する。
5月9日	「命の大切さについて考える日」	①8：20～ 学校朝会 中学校と一緒にいき、校長先生（教頭先生）の話を聞く。 ②1校時 学年（学級）で「命の大切さ」について考えさせる。（道徳の授業実施など）
5月中旬	小中合同研修	教職員全体で周知しておくべき児童・生徒について小中合同で交流をする。
5月中旬	アセスの説明 アセス実施①	生徒指導担当より、「アセス」について説明を行う。 3学年以上で「アセス」を実施する。
6月上旬	いじめ・体罰・セクハラ防止アンケート①	全児童対象。学校で記入させる。 記名式で行う。
6月上旬	いじめ防止校内委員会	アンケート結果から、各学年の実態を報告し合い、取組の方向性を話し合う。
7月中旬	アセス分析・懇談にて活用	学年で分析し、気になる児童について確認する。 個人懇談で活用する。
夏休み	アセス研修	講師の方に来ていただき、分析のやり方や活用の仕方について、講習を受ける。
夏休み	児童に関する情報交流会	全教職員で児童の交流をする。
夏休み	生徒指導研修	講師の方に来ていただき、本校の児童実態に応じた特別支援の視点に立った生徒指導の研修を行う。
9月中旬	アセス実施②	3学年以上で「アセス」を実施する。
10月下旬	いじめ・体罰・セクハラ防止アンケート②	全児童・保護者対象。アンケートを持ち帰らせ、家庭で保護者と一緒に記入させる。 封筒に入れて、持って来させる。記名式で行う。
10月下旬	いじめ防止校内委員会	アンケート結果から、各学年の実態を報告し合い、取組みの方向性を話し合う。
12月下旬	アセス分析・懇談にて活用	学年で分析し、気になる児童について確認する。 個人懇談で活用する。
1月下旬	情報モラル教育	5学年 学級活動 携帯電話やネット使用の危険性についての指導を警察と連携して学年で行い、保護者へも啓発する。
2月中旬	アセス実施③	3学年以上で「アセス」を実施する。 来年度のクラス分けの参考にもする。
2月中旬	いじめ・体罰・セクハラ防止アンケート③	全児童対象。学校で記入させる。 記名式で行う。
2月中旬	いじめ防止校内委員会	アンケート結果から、各学年の実態を報告し合い、取組みの方向性を話し合う。

※必要な場合や緊急を要する場合には、臨時いじめ防止校内委員会を発足し、事案に対応する。